

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第〇号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入所児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

### 厚生労働大臣が定める入所児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法

指定知的障害児施設（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第〇号。以下「指定施設基準」という。）第2条第2号に規定する指定知的障害児施設をいう。以下同じ。）、指定第一種自閉症児施設（指定施設基準第2条第3号に規定する指定第一種自閉症児施設をいう。以下同じ。）又は指定第二種自閉症児施設（指定施設基準第2条第4号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第〇項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次の表の上欄に掲げる指定施設支援の区分に応じ、指定施設支援を受ける入所児の数が同表の中欄に基準に該当する場合における知的障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにては、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所児の数の基準	
指定施設支援の区分	厚生労働大臣が定める入所児の数の基準
指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の過去三ヶ月間の入所児の数の平均値	厚生労働大臣が定める知的障害児施設給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た数を用いて、指定了用の額の算定による
指定第一種自閉症児施設の過去三ヶ月間の入所児の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十を乗じて得た数を超える場合
(1) 入所定員が五十人を超えない指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の入所児の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合	(1) 通所による入所定員の数が三十人以上の指定知的障害児通園施設の百十を乗じて得た数を超える場合
(2) 入所定員が五十人を超える指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の入所児の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合	(2) 一日の通所による入所児の数が次の(1)から(2)までのいずれかに該当する場合
(1) 通所による入所定員が十五人未満の指定知的障害児通園施設の通所による入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合	(1) 通所による入所定員が十五人以上五十人以下の指定知的障害児通園施設の通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合
(2) 入所定員が五十人を超える指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の入所児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加える場合	(2) 通所による入所定員が五十人以上五十人以下の指定知的障害児通園施設の通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を

※ 現段階の案であり、今後の修正によります。

た数を加えて得た数を超える場合

厚生労働大臣が定める入所児の数の基準	厚生労働大臣が定める知的障害児通園施設給付費単位数表の算定方法
イ 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日まで	障害児施設給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た数を用いて、指定施設支援に要する費用の額の算定による
ロ (1) 過去三ヶ月間の通所による入所児の数の平均値が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十を乗じて得た数を用いて、指定施設支援に要する費用の額の算定による
(1) 通所による入所定員の数が三十人以下の指定知的障害児通園施設	百分の七十を乗じて得た数を用いて、指定施設支援に要する費用の額の算定による
(2) 一日の通所による入所児の数が次の(1)から(2)までのいずれかに該当する場合	百分の七十を乗じて得た数を用いて、指定施設支援に要する費用の額の算定による
(1) 通所による入所定員が十五人未満の指定知的障害児通園施設の通所による入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合	百分の七十を乗じて得た数を用いて、指定施設支援に要する費用の額の算定による
(2) 通所による入所定員が十五人以上五十人以下の指定知的障害児通園施設の通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合	百分の七十を乗じて得た数を用いて、指定施設支援に要する費用の額の算定による

えて得た数を超える場合	
(1) 通所による入所定員の数が三十人以上の指定知的障害児通園施設の通所による入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合	
(2) 一日の通所による入所児の数が次の(1)から(2)までのいずれかに該当する場合	
(1) 通所による入所定員が十五人未満の指定知的障害児通園施設の通所による入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合	
(2) 通所による入所定員が十五人以上五十人以下の指定知的障害児通園施設の通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合	

(2) 入所定員が五十人を超える指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の入所児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加える。

第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の入所児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加え



通所による入所定員の数に百分の五を乗じて得た数を

一 日の通所による入所児の数が次の〔又は〕のいずれかに該当する場合

入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設入所定員、旨定医療機関又は旨定支本不自由児医療施設

基準の例により算定する。

(2) 一日の通所による入所児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 通所による入所定員が五十人を超えない指定難聴幼児通園施設 一日の通所による入所児の数が、通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合

(2) 通所による入所定員が五十人を超える指定難聴幼児通園施設 一日の通所による入所児の数が、通所による入所定員の数に当該通所による入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た數に十を加えた数を加えて得た数を超える場合

四 指定肢体不自由児施設入所部 (指定施設基準第2条第7号に規定する指定肢体不自由児施設の入所による指定施設支援を行う部門をいう。以下同じ。)、指定医療機関 (国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定する)

（一）扶助賃金（月額）が給入月額（扶助対象者第2条第7号に規定する指定施設不自由児施設のうち入所による指定施設支援を行う部門をいう。以下同じ。）、指定医療機関（国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するも

指定肢体不自由児施設支援部（指定施設基準第2条第9号に規定する）  
指定肢体不自由児施設通園部（指定施設基準第2条第9号に規定する）  
指定する指定肢体不自由児施設のうち通所による指定施設支援を行う部門及び指定施設  
基準第2条第8号に規定する指定肢体不自由児通園施設をいう。以下同じ。）をいう。）において  
指定施設支援を行つた場合に、次の表の上欄に掲げる指定施設支援の区分に応じ、指定施設支援を  
受ける入所児の数が同表の中欄に基準に該当する場合における肢體不自由児施設給付費  
については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

指定施設支援	厚生労働大臣が定める入所児の数の基準	区分
指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関又は指定肢体不自由児療護施設の過去三ヶ月間の入所児の数の平均値	指定期間の入所児の数の平均値	指定肢体不自由児施設支援
(1) 合又は次の①若しくは②のいずれかに該当する場合 ① 入所定員が五十人を超えない指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関又は指定肢体不自由児療護施設一	百分の七十を乗じて得た数	指定期間の入所児の数の平均値
由児療護施設	障害児施設給付費算定表の所定単位数に相当する単位数を用いて、指定施設支援に要する費用の額の算定に関する規定	指定期間の入所児の数の平均値

				支援
(2)	得た数を超える場合	日の入所児の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合		
	(2)	入所定員が五十人を超える指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関又は指定肢体不自由児療養施設一日の入所児の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合		
	イ	平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間		
	(1)	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合		
	(1)	過去三ヶ月間の通所による入所児の数の平均値が次の〔又は〕のいずれかに該当する場合		
(1)	通所による入所児の定員の数が三十人以下の肢体不自由児施設通園部 通所による入所定員の数に三倍を加えて得た数を超える場合			
(2)	通所による入所定員の数が三十一人以上の指定肢			
		指定施設支援単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。		基準の例により算定する。

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 過去三ヶ月間の通所による入所児の数の平均値が、  
通所による入所定員の数に百分の五を乗じて得た数を  
超える場合

(2) 一日の通所による入所児の数が次の(1)又は(2)のい  
ずれかに該当する場合

(1) 通所による入所定員が五十人を超えない指定施設不  
自由児施設通園部 一日の通所による入所児の数が、  
通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得  
た数を超える場合

(2) 通所による入所定員が五十人を超える指定施設不  
自由児施設通園部 一日の通所による入所児の数が、  
通所による入所定員の数に百分の百二十を乗じて得  
た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合

(1) 通所による入所定員が五十人を超える指定施設不  
自由児施設通園部 一日の通所による入所児の数が、  
通所による入所定員の数に当該通所による入所定  
員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得  
た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合

(2) 通所による入所定員が五十人を超える指定施設不  
自由児施設通園部 一日の通所による入所児の数が、  
通所による入所定員の数に当該通所による入所定  
員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得  
た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合

五 指定重症心身障害児施設（指定施設基準第2号第10号に規定する指定重症心身障害児施設をいう。）

以下同じ。）又は指定医療機関において指定施設支援を行つた場合に、次の表の上欄に掲げる指定施設支援の区分に応じ、指定施設支援を受ける入所児の数が同表の中欄に基準に該当する場合における重症心身障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

指定施設支援の区分	厚生労働大臣が定める入所児の数の基準	厚生労働大臣が定める
指定重症心身障害児施設、 指定医療機関	指定重症心身障害児施設又は指定医療機関の過去三ヶ月 間の入所児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を 乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のい ずれかに該当する場合	重症心身障害児施設給 付費の算定方法
(1)	入所定員が五十人を超えない指定重症心身障害児施設 又は指定医療機関 一日の入所児の数が、入所定員の数 に百分の百十を乗じて得た数を超える場合	障害児施設給付費單 位数表の所定単位数に 百分の七十を乗じて得 た単位数を用いて、指 定施設支援に要する費 用の額の算定に関する 基準の例により算定す る。
(2)	入所定員が五十人を超える指定重症心身障害児施設又 は指定医療機関 一日の入所児の数が、入所定員の数に 当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗	

じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合